

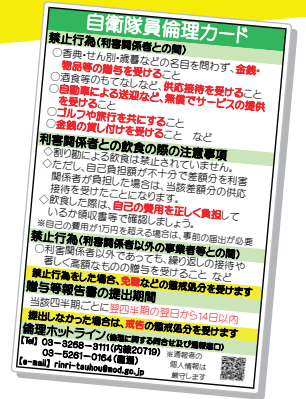
# ときたら

# すぐ確認!

# ん?!



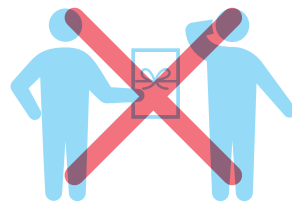
疑問があったら自分勝手に判断せず相談しましょう  
身近な相談先は、あなたの「**自衛隊員倫理カード**」を確認してください



酒食等の供応接待



送迎などの無償提供



金銭・物品等の贈与



金銭の貸付

## 倫理観をもった行動を!

禁止行為をした場合や各種報告書を提出しなかった場合は、倫理法違反として**免職などの懲戒処分**を受けることとなります。

## 倫理ホットライン

電話は土・日・祝日を除く、平日10時～19時で受け付けています

03-3268-3111(内線 20719)  
03-5261-0164



[rinri-tsuhou@mod.go.jp](mailto:rinri-tsuhou@mod.go.jp)

自衛隊員倫理審査会

検索

## 隊員の皆様へ ～ 自衛隊員等倫理月間に当たって ～

自衛隊員倫理法・自衛隊員倫理規程は、施行から約20年が経過し、自衛隊員が遵守すべきルールとして一定程度定着しつつあります。

しかしその一方で、利害関係者に該当しない事業者等から社会通念上相当と認められる程度を超えた財産上の利益供与を受けた事案や監査で利害関係者の事業所を訪問する際、公共交通機関があるにも関わらず、監査対象企業の社用車を無償で利用した事案が発生するなど、未だ倫理法が全ての隊員に浸透しているとは言い難い状況にあります。

これらの事案を他人事として見るのではなく、すべての隊員の皆様には、本倫理月間を契機として、今一度基本に立ち返り、倫理意識に緩みが生じていないか、改めて自らの日々の行動を振り返ってください。

そして、一人ひとりが高い倫理観と問題意識を常に持ち、慣例や上官の指示に流されることなく、自らの行為が違反行為に当たらないかを冷静に判断するよう心掛け、迷った際には相談窓口を活用するなど職務に係る倫理の保持に努めることで、自衛隊が国民から真に愛され、支持される存在であり続けて頂きたいと思えます。

自衛隊員倫理審査会会長 太田 達也

## 最近の倫理法等違反事例

隊員有志で構成された私的な部活動の大会参加に際し、部外協力団体から支援金の申出を受け、利害関係者に該当しない部外協力団体の構成企業等から支援金を受領し、結果、社会通念上相当と認められる程度を超えた財産上の利益の供与を受けた。

また、事業者等からの支援金贈与に係る贈与等報告書を自衛隊員倫理法で定められている期限内に提出しなかった。

**禁止行為をした場合や各種報告書を提出しなかった場合は、倫理法違反として懲戒処分を受けます。**

# 倫理行動規準

- 1 国民全体の奉仕者であることを自覚し、国民に対し不当な差別的取扱いをせず、常に公正な職務の執行に当たる。
- 2 常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的利益のために用いてはならない。
- 3 権限の行使に当たっては、国民の疑惑や不信を招くような行為をしない。
- 4 職務の遂行に当たっては、身をもって責務の完遂に努め、国民の負託にこたえることを期する。
- 5 職務に従事していない場合においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動する。

自分の行動が、国民から見て、公正な職務の執行の観点から疑惑や不信を招かないか、常に意識し倫理行動規準に照らして行動することが重要です。

## 自衛隊員倫理規程における規制等

### 利害関係者との間における規制

- ① 金銭、物品又は不動産の贈与を受けてはならない。



広く一般に配布される宣伝物品や記念品を受け取ること

- ② 金銭の貸付けを受けてはならない。
- ③ 無償で物品又は不動産の貸付けを受けてはならない。
- ④ 無償でサービスの提供（車による送迎など）を受けてはならない。
- ⑤ 酒食等のもてなしを受けてはならない。



自己の費用を負担（割り勘）し、利害関係者と飲食を共にすること



但し、自己負担額が不十分で差額分を利害関係者が負担した場合は、当該差額分の供応接待を受けたこととなりますので注意が必要です。



多数の者（20名程度以上）が出席する立食パーティー



但し、出席者の殆どが隊員と利害関係者である一企業のみ立食パーティー（複数の企業が共通の利害関係を有している場合も利害関係のある一企業とみなす）や、パーティーの趣旨が適切でない場合等の国民の疑念や不信を招く恐れがあるものは認められません。

- ⑥ 未公開株式を譲り受けてはならない。
- ⑦ 共に麻雀等の遊技・ゴルフ・旅行をしてはならない。
- ⑧ 利害関係者に要求して、第三者に対して前記（①～⑦）のような行為をさせてはならない。



## 利害関係者以外との間における規制

- ① 同じ相手からの繰り返しのものや著しく高額なものなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待や物品の贈与などを受けてはならない。



「社会通念上相当と認められる」か否かは、利益供与の原因・理由、額、対象者の範囲、頻度、相手との関係性等を総合的に勘案して判断することとされています。

- ② つけ回しをしてはならない。

## 報告等のルール

- 部員級以上の隊員※は、1件につき5千円を超える事業者等からの贈与（物品等の供与、飲食の提供（立食パーティー含む。））、講演・出版物寄稿の報酬や無償の役務提供等）を受けたときは、贈与等報告書を防衛大臣に提出しなければならない。 ※行（一）5級、研究職4級相当・3佐以上



贈与等報告書を提出しなかった場合は、**戒告の懲戒処分**となります。

- **1万円を超える飲食の事前届出のルール**

自分で費用を負担もしくは利害関係者以外の第三者が費用を負担して、**利害関係者と共に飲食をする場合**において、自分の飲食に要する費用が**1万円を超える**（税・サービス料を含む。）場合は事前の届出が必要。ただし、やむを得ない事情※により、事前の届出ができなかった場合は、事後速やかに届出を行わなければならない。

※1万円を超えない見込みであったが、実際には超えた場合  
利害関係者はいない見込みであったが、実際には利害関係者がいた場合



一次会と二次会があり、それぞれ単独では1万円を超えないが、両方を合計すると1万円を超えるような場合には届出が必要です。

## 違反行為に対する措置

**免職**

隊員の身分を失う（最も重い処分） → **退職手当不支給**

**降任**

階級又は職務の級の1級又は2級だけ下位の階級又は職務の級にくだす  
→ **昇給・勤勉手当に影響 等**

**停職**

1年以下の期間、職務に従事させず給与も支給しない  
→ **昇任・昇給・期末手当・勤勉手当に影響 等**

**減給**

1年以下の期間、俸給の月額額の1/5以下相当額を減額  
→ **昇任・昇給・勤勉手当に影響 等**

**戒告**

その責任を確認し、将来を戒める → **昇任・昇給・勤勉手当に影響 等**

※懲戒処分に至らないまでも、「訓戒」、「注意」、「口頭注意」の処分がなされることもある。

倫理制度については、人事教育局サービス管理官（03-3268-3111 内線20712、20713）へ照会してください  
自衛隊員倫理審査会ホームページ（防衛省HP：<https://www.mod.go.jp/>）